情報モラルに関する研究

教育の情報化・ICT化が進展する中、大きな課題となってきている「情報モラル」の指導をテーマに、兵庫教育大学の永田智子先生をスーパーバイザーに迎えて実践を通して検証しながら研究を行った。

研究員

豊川北小学校前澤鮎子北小学校橋爪貴之萱野小学校犬飼紀元東小学校六車 徹第一中学校苗村 健第二中学校岩田俊彦

情報モラル教育の必要性

「毒にも薬にもならない」という言葉がある. 逆を返せば「薬は毒にもなる」と言うことができる. インターネットなど ICT (Information & Communication Technology) は, 私たちの生活や社会を便利で豊かなものにしてくれる一方で、使い方を誤るとさまざまな問題を引き起こす危険性を秘めている.

メールを使えば世界中の誰とでも即座に情報のやり取りができるが、コンピュータ・ウイルスに感染させられることがある。オンライン・ショッピングでは時間を気にせず気軽に買い物ができるが、悪質なサイトを利用すると不正請求や詐欺、個人情報の流出などの被害に会う。出会い系サイトでは、仲間や恋人を見つけることもできるが、犯罪に巻き込まれる可能性もある。ウェブページやブログで簡単に世界中に情報を発信できるようになったが、不適切な書き込みで人を不快にさせたり、他人の作品を勝手に掲載して著作権を侵害するなど無自覚なまま加害者となっていることもある。またオンライン・ゲームやチャットは楽しいが、依存症になるなど心身面での健康に影響を及ぼす場合もある。世界中の情報を手軽に検索できるが、アダルトサイトや自殺サイトなど子どもたちに見せたくない情報もあふれかえっている。

現代においてこのように危険なことは学校では扱わない、教えない、という態度ですますことはもはやできない. インターネット白書 (財団法人インターネット財団, 2005)によると、2005 年 2 月時点のインターネット世帯普及率(「勤務先/学校のみ」「携帯電話/PHS のみ」を除き、自宅の機器でのインターネット利用者がいる世帯の比率)は 55.4%に達している. また、さまざまな調査で、携帯電話の所有率は高校生で90%程度、小中学生はそこまで多くないが年々増加の一途をたどっていることが示されている. 日常生活に情報機器は欠かせない存在となっている. もちろん社会生活において ICT 活用は必須であり、そこで必要とされる知識や技術を学校は育成する必要がある. また、学校教育においてICT は強力な学習支援ツールであり、使わない手はない. 情報は危険な「毒」だからといって避けるのではなく、「薬」として効果的に活用できるようにするために、情報モラル教育がこれからの学校教育に必要である.

「情報」という言葉がついただけで、わからない、難しい、できない、と頭から敬遠する先生たちが沢山いることと思う。しかし、通常の「モラル(道徳)」教育と根底は変わらない。見ず知らずの人にはついていかない、悪口は書かない、ゲームはやりすぎない、盗作しない。そういった生活におけるルールやマナーが、ほんの少し情報活用の場合に限定している、というだけの話である。箕面市で先駆的に取り組んだ先生方の実践を参考にしながら、怖がらずに情報モラル教育に取り組んでもらいたい。

兵庫教育大学 講師 永田智子

I 研究テーマの設定について

教育の情報化・ICT化が進展する中、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、コンピュータやインターネットはもはや大変身近な道具となってきている。しかし、インターネット社会はその成長に法規制がついていかず、無秩序になっているという現実は否めない。

つまり、私たち大人達が力を合わせインターネット社会から子どもたちを守っていく努力をするとともに、子どもたち自身が被害に遭わないように、また、加害者にならないように「情報モラル」を身につけるような指導が必要になってきている。

そこでこの情報モラルを研究テーマに設定した。

Ⅱ 研究の方法

Web 上の情報モラルの教材を実践検証しモデル案の作成を行った。 情報モラル研修教材 2 0 0 5 (独立行政法人教員研修センター)

http://sweb.nctd.go.jp/kyouzai_new/index.htm

ネット社会の歩き方・学習ユニット

(情報処理振興事業協会、財団法人コンピュータ教育開発センター)

http://www.cec.or.jp/net-walk/

など教育センターのホームページのリンクを活用した。

Ⅲ 研究内容

1 いろいろな情報をまとめ、全体カリキュラムを検討し次の案を作成した。

【資料2】情報モラルカリキュラム案

エクセルファイルのため最後に添付しています。

- 2 カリキュラムを元に実践検証を行った。
 - ■実践した指導案

【指導案 1】「有害サイトから学ぶインターネットの危険性」 小学校 4年生

【指導案 2】「知っておこう、電子メールのマナー(情報の発信)」小学校第4学年

【指導案3】生活の中の著作権

【指導案4】情報発信時のルールを考えよう

3 学校としての職員共通理解について情報交換

【資料1】第一中学校の資料

IV 研究のまとめ

長崎の小学校で起こったブログ上のトラブルからの殺傷事件を始め、ネットを介した子どもたちのトラブルや事件は後を絶たない。本市でも多くの事例が起こり、指導は不可欠な状態である。

今回活用した情報モラル研修教材2005(独立行政法人教員研修センター)は擬似体験型になっているので実際には危険なこともこの体験の中で具体的に学習できることと、事象についてクラスでの話し合いの後、そのことがどんな災いを招いたり、危険に巻き込まれたりするのか

が理解しやすい教材になっている。これらの点から研究員がいろいろ調べた中で皆が行き着いた 現在のところ一番すぐれた教材と言える。

実践の総括としては、これらの教材を通して学習すると子ども達はとても興味関心を持って学習し、ネット社会の危険性や恐さを実感し、ルールの大切さに気づいていった。

早い段階からの指導の大切さを痛感した。

また、たくさんの子どもが家でルールもなく、コンピュータや携帯を通してインターネット Web やメールを活用していることもわかった。インターネット社会の無秩序状態を鑑みると、子ども達を守り育てていく大人として、フィルタリングを掛けて危険なサイトへのアクセス制限をかけたり、コンピュータ活用環境を大人が把握しやすいようにリビングに置くなどの配慮や、子どもときちんと危険性について話し合ってルールを決めていくことなどを啓発していく必要性があることを再認識した。

【指導案1】「有害サイトから学ぶインターネットの危険性」4年生 情報モラル

・本時の目標

- ①Webページには、様々な情報があり、見たくない情報に出会ってしまう可能性があることを知る。
- ②見たくない Web ページに出会ってしまったときの対応の仕方を知る。

•展開

時間	児童の活動	教師の支援			
3	コンピュータを起動する。	・コンピュータは授業開始前に起動しておく。			
	1. 本時の学習内容を知る。	○学習内容を知らせる。			
	今日は、「有害サイト」について学習しましょう。				
7	2.「有害サイト」に出会うという体験をする。	・「有害サイト」の一般的な意味をおさえる。			
	今日は、インターネットで検索をしていて、偶然有害サイトに出会ってしまったら・・・というの				
	を、みんなに体験してもらいます。				
	http://sweb.nctd.go.jp/kyouzai_new/taiken/				
	contents/index01.htm				
	・社会科の調べ学習をしていて、偶然有害サイ	・実際にアナウンスを聞きながら、自分でクリック			
	トに出会ってしまうという体験をしてみる。	をして、疑似体験させるようにする。			
		・全員が同時進行で見ていくようにする。			
	・感想を発表する。				
	すか。				
	●見てみたい。				
	●見たくない。				
	●見ないほうが良い。	・児童には、自由に発言させる。(できれば理由			
		をつけて)			
		・見てみたいと発言した児童が、攻撃されるよう			
		なことのないように配慮する。(同じ内容の情			
		報を受け取っても、感じ方がちがうのは当たり			
		前)			
10	・教材用の他のページも見る。				
	他にもこんなページがあります。				
	偶然出会ってしまう有害サイトの例	- ・「こんなときどうする?」と問いかけながら、いく			
	例1)アダルトページ	・・こんなこさと リケる ? 」 こ同 いかりながら、 いへ 一つかのページ (教材用ページ)を見せる。			
	http://sweb.nctd.go.jp/kyouzai_new/j	フルック・、 フ (秋州 川* ^ ・ フ) 佐 元 せる。			
	ugyo/contents/index01a_1.htm				
	ugyo/ contents/ index01a_1.ntm				

	例 2) 違法な品を売るページ	
	http://sweb.nctd.go.jp/kyouzai_new/j	
	ugyo/contents/index01a_2.htm	
	例 3) 気味の悪いページ	
	http://sweb.nctd.go.jp/kyouzai_new/j	
	ugyo/contents/index01a_3.htm	
	・それぞれのページについて、感想を発表す	
	る。	
10	・18 歳未満禁止とは、どういう意味か考える。	
	18 歳未満禁止とはどういう意味ですか。	
	どうして、18歳になっていない人は見られない	のでしょう。
	●これから大きくなっていく子どもにとっては	・学校では、コンテンツフィルタリングをして、見
	よくない。	られないようにしてあることをおさえる。
	●子どもでは、きちんと理解できない内容が	・自分ひとりではなく、学校では同時に周囲の
	ある。	人への影響もあることにも触れる。
	●子どもが使うことで心配なことがある。	☆見てみたいと思っていた児童の考えに変化
		はあったか。
		◎見てみたいという児童には、見ることでどんな
		影響が生じるかを考えさせる。
5	・見たくないページ、見ないほうが良いページ	・Web サイトから離れる方法をおさえる。
	に出会ったときには、どうするかを知る。	①すぐ前のページにもどる, ②ブラウザを閉じ
		る
		・興味本位ではなく、その情報が必要か、不必
		要かという判断で、Web 情報を利用すること
		が大切であることに、気づかせる。
		・めあてをもって、Web を利用することの大切
		さ、自分の意志で止めることができることにも
		気づかせる
		☆見たくないページに出会ったときの対処法知
		ることができたか。
		◎Web の利用は、自分の目的で自由にコントロ
		ールできることに気づかせる
10	3. インターネットの危険性	
	他にも、こんな危険があるんだよ。	
	・ゲーマーズ★パラダイス(悪徳商法)	
	http://sweb.nctd.go.jp/kyouzai_new/taik	
	en/contents/index03.htm	
	・会員登録(個人情報の流出)	
l		

http://sweb.nctd.go.jp/kyouzai_new/taik en/contents/index07.htm ・懸賞(個人情報の流出) http://sweb.nctd.go.jp/kyouzai_new/taik en/contents/index02.htm 【指導案2】題材名「知っておこう、電子メールのマナー(情報の発信)」小学校第4学年

- 1 本時のねらい
- ・電子メールの特徴を知り、電子メールでやり取りする時の心構えを知る。
- ・電子メールで情報発信する時の心構えを知り、自己責任の下、情報発信する態度を身に付ける。
- 2 本時に関わる教材
- ・情報モラル研修教材(独立行政法人教員研修センター)

http://www.japet.jp/moral/jirei/siryo21a.pdf【資料】

・インターネットを利用する子供のためのルールとマナー集(電子ネットワーク協議会)

インターネットを利用するためのルールとマナー集(こどもばん)

3 本時の展開(1時間)

○児童の活動	◎留意点
1 本時の学習内容を知る。	◎コンピュータは授業時間前に起動しておく。
○友達とメールの交換をする。	
○電子メールを使って情報を発信す	◎ 子供たちがメール交換しているところに
るとき、気を付けなければならないこと	不適切なメールを送信する。
について考える。	
2 1対1のメールのやり取りでのマナ	◎実際に争っている様子をメールやプリントを使って紹
ーについて考える。	介する。
○メールのやり取りの中で起こった言	http://www.japet.jp/moral/jirei/siryo21 a.pdfを参照
い争いの例の文章を読む。	
○なぜ言い争いになったのかその原	◎原因について電話や手紙と比較させながら、考えさ
因を考え、発表する。	せ、電子メールの特徴についてまとめる。
○解決方法を考え発表する。	http://www.iajapan.org/rule/rule4child/v2/index4.html
3 電子メールを使う際のマナーにつ	*常に相手の立場になること。
いて正しい知識を身に付ける。	*むやみに情報を発信すると、被害者や加害者になっ
	てしまうこと。
	*遊び半分でやっていることが、相手を傷つけたり、犯
4 トラブルになってしまった時、ど	罪行為になってしまったりすること。
うするか、を考えさせる。	◎自分で解決できないときは、周りの大人(保護者や
	先生) に相談することの大切さを伝える。自分だけで
	解決できない時もあることを知らせる。

情報モラル

指導者 箕面市立北小学校 橋爪貴之

- 1. 日時 2006年2月28日(火)6時間目
- 2. 学年 6年い組 32名
- 3. 場所 パソコン教室
- 4. 単元名 「生活の中の著作権」
- 5. 目標
 - ・身の回りにある著作権について理解する。
 - ・著作権の学習から決まりを守ろうとする意識を養う。

6. 指導にあたって

児童のまわりには、音楽CDやビデオ、DVD、写真、雑誌などのメディアがあり、多くの情報を得ることが可能となっている。情報量が増す一方で、その使い方、ルールなどはあまり知られておらず、間違った使用方法で著作権の規定に触れることも考えられる。

指導にあたっては、詳細な著作権法の規定などに触れることにこだわらず、子どもたちの発達段階に 応じ、

- 1. 人がそれぞれの思いを込めて創作した作品を尊重する気持ちをもつようにすること
- 2. 他人の作品を勝手に使うのではなく、了解を得て使うことが必要なことに気づかせること
- 3. 他人が創作した作品を利用するとき(特に,個人的な利用をこえて利用するとき)には,自分の作品が同じように使われたときにどう思うかということを考えてみること
- 4. 他人の了解を得るということは一種の契約であり、それは社会のルールであることを理解させること などをねらいとして話しかけてみてください。

また、子どもたちの状況の把握にあたっては、教師と子どもたちの間又は子どもたち同士の対話など を通じて、例えば、

- 1. 自分のものと他人のものとの区別ができているか
- 2. 相手の了解を得る必要がない場合であっても,作品の価値や作者の心情を認めることができているか
- 3. 他人の作品を丁寧に扱うことができているか
- 4. 芸術的・文化的所産を大切にすることと、権利・義務との関連に気づくことができたかなどの観点から子どもたちの活動を観察するなどしてください。

これらの観点からみて子どもたちによりよく身についた点については、話しかけや連絡帳・通知表へのコメント記入など適切な方法で子どもたちに伝え、著作権についての意識や理解などが一層深まるように働きかけることが大切です。

文化庁HP「著作権~あたらな文化のパスワード~より」

http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/frame.asp{0f1=list&id=1000002923&c1c=1000000081{9.html

著作権については、文化庁のHPにもあるように、身の回りにおける著作権について学習し、 その意識や理解をより深めるための指導が必要であると考えられる。また、著作物や著作者を尊 重する気持ちを養うことも大切な学習の目的になる。

7. 本時の目標

・身近な著作権について理解する。

8. 本時の展開

児童の活動	教師の支援
1.「著作権」の意味を知る。 文化庁HP「著作権クイズ 小学生版」を開く。 http://www.bunka.go.jp/index.html (各校に CD-ROM で配布済みです。ない場合は教育センターに問い合わせしてください。)	・全員がHPを開いているか確認する。
「著作権って何だ」を見る。 著作権にあたるものは絵のほかにどの ようなものが身近にあるでしょうか?	・人が作った作品にはどのようなものがあるか考えさせる。
例)楽譜、音楽、本、作文、詩 など 著作権の言葉の意味を理解する。	著作権とは、 人が考えて書いたり作ったりした作品を 勝手に使われないように守っているルール
	であることを板書して確認する。
2. 著作権についてクイズで学習する。	・4つの質問をクイズ形式で出す。
作文を無断でみんなに配るのは著作権に違反 するでしょうか?	答え 反します。
CDをレンタルしてテープに録音するのは 著作権に反するでしょうか?	答え 反しません。
CDをレンタルしてテープに録音して、友だち に配るのは著作権に反するでしょうか?	答え 反します。
調べ学習をするとき、本をコピーしてノートに はることは著作権に反するでしょうか?	答え 反しません。

身近な著作権についてのクイズに答える。 (各自、パソコンを使用して取り組む。)	・パソコンが起動しているか確認する。・4つのコースのうち、好きなコースを選ばせる。
3. 今日の感想を出し合う。	著作権のルールを守ることの大切さに気づい
人が作った大切な作品は大事にする。	たかを確認する。
ということを確認する。	人が作った作品は大切なものであり大事にす
	ることに気づかせる。

【指導案4】情報発信時のルールを考えよう

□本時の目標

ホームページ等の発信には、発信者として正しい情報を送ることや著作権や個人情報を守 るなどのルールと発信者としての責任があることを知る。

マスとのルールと発信者としての責任がある 学習活動	ー 指導上の留意点・評価の観点		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
今日のめあてを知る	グループに分かれる前に、今日の学習の流れ		
	を確認する。		
1.グループごとにサンプルの Web ページを	個人の名前を出すことの問題と、悪口を出す		
見て、よくない点を考える。	ことを扱う。		
・個人の名前が書いてある。	印刷したものを見ながら、グループ内で意見		
To 18 to a lar	を交換させる。		
・悪口が書いてある。	悪口が書かれていることを、問題点としてと		
	らえることができているか。		
・自分からの意見しか書いてない。	悪口が書かれていることで、書かれた側の気		
	持ちから考えさせる。		
2. 話し合ったことを発表する。	グループの代表に発表をさせる。		
	よくない点を、箇条書きでメモしておき、話		
	し合いの参考にさせる。		
3. なぜ、個人の名前や悪口を書くことはよ	個人情報(個人名を出してしまう)の視点と、		
くないのか、グループごとに話し合う。	誹謗中傷(悪口を書く)の2 つの視点がある		
	ことに気づかせる。		
・情報を悪用して困る人がいる。	個人情報の保護の視点は、別に扱うことも考		
	えられる。		
知らない人も見るので書かれたらいやだ。	誹謗中傷によって、困る人の立場を考えるこ		
	とからよくない理由を考えさせる。		
・個人のことを書かれると恥ずかしい。	友達との会話での悪口と Web に書いた悪口と		
	の違いから、その影響力の大きさに気づかせ		
	る。		
・悪口を書くことは個人攻撃だ。	Web で情報を発信することで人を傷つけるこ		
	とがあることを理解したか。		
	情報によって困る人が出ることを、事例から		
	示す。ひとつの事例ではなく、複数の事例を		
	示すことも必要。		
3. どのような表現をしたらよいか考える。	Web でどのような内容を表現したらよいかを		
	考えさせる。		
・相手のいやなことは書かない。	・読んだ人、書かれた人の気持ちを大切にさ		
読んでいやな感じのことは書かない。	せる。		
1	I		

- ・知ってほしいことは何か考え内容を読み返してから発信する。
- ・個人情報は基本的には不特定多数には発信しない。

まとめ

■発信者には守らなければならいルールと 大きな責任がある。 今後いろいろな形で情報発信することがある が今回の学習をいかして発信していくことを 確認する。

【資料1】情報教育において指導すべき「情報モラル」について

学習指導要領の基本的考え方

情報教育の目標としての「情報活用能力」を指導する

① 情報活用の実践力:

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、<u>必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造</u>し、<u>受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力</u>

② 情報の科学的な理解:

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用の評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

③ 情報社会に参画する態度:

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、**情報モ**ラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

情報モラルとは?

情報モラルは「**情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度**」であり、日常生活上のモラルに加えて、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報技術の特性と、情報技術の利用によって文化的・社会的なコミュニケーションの範囲や深度などが変化する特性を踏まえて、適正な活動を行うための考え方と態度が含まれます。

(出典:インターネット活用のための情報モラル指導事例集)

具体的にどのような情報モラルを指導すべきか?

学習指導要領の基本的考え③を具体的に指導するにあたり、以下の4場面を想定して考える。

- (1) 情報収集の活動場面での情報モラル
- (2) 情報発信の活動場面での情報モラル
- (3) コミュニケーションの活動場面での情報モラル
- (4) 情報機器・情報通信ネットワークの利用全般での情報モラル

各場面における指導内容

(1) 情報収集の活動場面での情報モラル

① 情報にふりまわされない

インターネットには情報があふれていて、その情報が正しいかどうかを冷静に判断する ことが必要である。

- → ウソ・デマ・人を傷つけるような情報に出会ったときに本当に信用できるか、反社会 的な情報に出会ったときにどうすべきかを見極める必要がある。
- ② 不適切なサイトにはアクセスしない

アダルトサイトや出会い系サイトにアクセスしたときにはリスクがあることを知って おく必要がある。

- → 架空請求やコンピュータウイルス・スパイウエアの脅威があることを理解する必要がある。
- ③ 迷惑メールへの対処法を理解する

ウイルスメール・スパムメール・チェーンメールを受け取ったときに冷静に判断することが必要である。

→ ウイルスやスパイウエアの脅威を理解して、被害に遭わないためにはどうすればよい のかを理解する必要がある。アダルト系サイトや出会い系サイトへ誘導するようなメール を受け取ったときに、冷静に判断できるようにする必要がある。

(2) 情報発信の活動場面での情報モラル

① 個人情報・肖像権などを保護する

インターネット上に、自分や家族・友人・知人の個人情報を流しては行けないことを理解することが必要である。他人(有名人を含む)の肖像権を保護する必要があることを理解する必要がある。

- → 個人情報をうかつに流したときに起こりうることを理解する必要がある。
- ② 著作権など知的財産権を守る

情報を発信する場面においては、著作権など知的財産権を守る必要があることを理解することが必要である。

- → 著作権についての正しい知識を持つことが、情報を発信するときのルールであること を理解する必要がある。
- ③ 責任ある態度で正しい情報を発信する

Webページ・掲示板やメールで情報を発信するときには、正確で信頼できることが必要であることが必要である。

→ いちど間違った情報を発信すると、修正するまでの間に、間違った情報が世界中を駆けめぐることを理解する必要がある。

(3) コミュニケーションの活動場面での情報モラル

① ネチケットを理解する

日常生活と同様に情報通信ネットワークを介したコミュニケーションにもエチケットがあり、ネチケット (netiquette) と呼ばれるネットワーク上のエチケットに留意してコミュニケーションを行うことについて理解することが必要である。

- → 日常生活におけるエチケットの延長上に、ネチケットがあることをわかった上でコミュニケーションを行う必要があることを理解する必要がある。
- ② 他人を思いやる心を持つ

掲示板やメールで、家族・友人・知人を誹謗・中傷するような情報を流しては行けない ことを理解することが必要である。

→ 情報を発信するときには、書いているときの感情が伝わらないことを理解するととも に、自分がそのようなことをされたらどう思うのか、理解する必要がある。

(4) 情報機器・情報通信ネットワークの利用全般での情報モラル

① ガイドラインを遵守する

学校内など公共の空間でインターネットを利用する場合には、ガイドラインや規定があり、それを理解した上で利用することを理解することが必要である。

- → 社会の一員としてインターネットを利用するためには、決められたことを守る必要があることを理解する必要がある。
- ② セキュリティの確保を行う

コンピュータウイルスやスパイウエアならびに不正アクセスの脅威を理解して、安全なインターネットを利用するためには、セキュリティを確保することを理解することが必要である。

- → 迷惑メールや悪質なサイトによる各種の脅威から身を守る必要があることを理解する必要がある。
- ③ ハイテク犯罪に巻き込まれないようにする

なりすましやフィッシングなど、新手のハイテク犯罪の被害者にならないための対策を 理解することが必要である。 → 管理者であることを装ってパスワードを聞き出そうとする者に対して、正しく対処する方法を身につけなければ、被害者となることを理解する必要がある。

各学年ごとの指導案

前記、(1) \sim (4) の内容を3学年に展開すると以下のようになる。

	1年生	2年生	3年生
(1) 情報収集	①入門	①基礎	②基礎
(1) 情報收集		②入門	3
	①入門	①基礎	
(2) 情報発信	②入門	②基礎	②発展
	@)\(1	3	
(3) コミュニケーション	①入門	②基礎	①基礎
	②入門	②圣诞	①
 (4) 機器・ネットワーク利用		1)	②基礎
		②入門	3

1年生対象の指導案の詳細(案)

- (1) ① アクセスしたWebページが正しい情報かどうかを考える(事実か意見か) 例えば、ブログなど個人のページは信頼できるのか?
- (2) ① 個人情報とはなに? 例えば、携帯電話をなくしたら入っていたデータが悪用されるかも
- (2)② 著作権とはなに?著作権の意味を理解する
- (3) ① ネチケットとはなに?例えば、掲示板に書き込むときのルールは?
- (3) ② 思いやる心とはなに? 例えば、他人に言われて傷が付くことは何か考える

授業の展開方法(案)

- (A) 電子教材を使用する
- (B) 教室での講義
- (C) クイズ形式のプリントを配布し、後半に解答する
- (D) 夏期休暇時に複数選択肢の中から1つを選びレポートを作成させる

【資料 1	籽1】情報モラルカリキュラム(案)				
	コンピュータ利用	インターネット活用	電子メールやチャット・掲示板など コミュニケーション	携帯電話	
2年	・先生や教えてくれる人ののくという。 ・先生や教えてはき、 るししののくいまでしっかり聞き、 番号で入るの番号はで使ったのの番号に使けないのはいたではない。 いんのられた はいまかられた ボール かきない アイス かられた アイス	・インタネットは必ず大人と使う ・人の作った作品を大切にする。 ・本やインターネットの情報を許可なくコ ピーして使わない。丸写ししない。			
3年	を付ける。 ・自分の体を時間すること ・自分の体を時間すること ・ピュータを健康を害すること をしり、ルール切さを知 をしり、との大切さを知 をしり、との大切さを知 を開る。 視力 が一ム脳 電磁波	○主として受信に関して ・インタネットには有害情報や危険なサイト(架空請求・個人情報収集など)があることを知り、大人と一緒に使う必要性を知る。 ■インタネットの情報は個人の情報もあり真偽を確かめないといけないことを知る。 【指導案1】 ・有害サイトには近づかない・インターネットの危険性(悪徳商法・個人情報の流出など)		・親と約束した使い方を守る	
4年		○主として発信に関して ・全世界に発信するのだから大人に必ず点検してもらうことの大切さを知る。 ・個人情報は基本的に載せない。 ・人の情報を勝手に載せない。 ・誰が見ても不快に思うものは載せない。 ■いろいろなものの著作権や個人情報保護について学ぶ。 ☆文化庁著作権クイズ(小学校)各校にCDR 配布済み 【指導案3】	○コミュニケーションマナーを守る。 ・他人の名前や住所、電話番号などは書かない。 ・人の悪口やうわさは流さない ・人のメールを許可なく転送しない。 ・意味のないメールを送ったり、一度にたくさんの人に送らない。 ○被害に合わないために ・自分の個人情報をむやみに書き込まない。 ・なりすましに気をつける。 ・変だと思ったときは大人に相談する。 ・知らない人と出会ったりしない。		
5年	・コンピュータを使う上での規則(ID,パスワード)の重要性を知る。 ・自分やみんなの情報を守るために安全な方法をしる。(ウィルス対策)	〇主として受信に関して・リスクの具体例を学ぶ。出会い系サイト、架空請求、かいなど。 危険なサイトを避ける方法や、情報の真偽を見抜く力をつける。 教材 情報モラル研修教材2005 ウェブログをつくってみよう		〇被害にあわないために ・知らない人からの電話にでた り、知らない着信履歴にかけ直 さない (ワンギリ) ・知らない人からのメールにあ マールにあ	
6年		○土として完信に関して ■ホームページ等の発信には、発信者として正しい情報を送ることや著作権や個人情報を守るなどのルールと発信者としての責任があることを知る。・見る人への配慮・ホームページで人の個人情報やうわさは流さない。誹謗中傷はのせない。・文字のおそろしさ、文字は一人歩きする。相手がどうかんじるかが大事 【指導案4】情報発信時のルールを考えよう	○コミュニケーションマナーを守る。 ・文字は一人歩きするので、相手のことを 考えていねいに書く。 ・誹謗中傷はしない ・他人の個人を許可なく転送しない。 ・スパムメール、チェーンメールしない。 ○被害に合わないために ・自分の個人情報をむやみに書き込まない。 ・なりすましに気をつける。 ・変だと思ったときは大人に相談する。 ・知らない人と出会ったりしない。 ・スパムメールなど知らない人からのメー	るリンクをクリックしない 〇マナー ・歩いているときや自転車に 乗っているときには電話やメールをしない ・家族や友達とすごしていると きには電話やメールばかりしない ・電車やバスの中で大きな声で 電話をしない	
中学1年	・自分やみんなの情報を守るために安全な方法をしる。(ウィルス対策) ・ファイル共有ソフトの問題について 情報モラル研修教材200	・リスクの具体例を学ぶ。出会い系サイト、架空請求、ウイルスなど。 危険なサイトを避ける方法や、情報の真偽 を見抜く力をつける。 ・いろいろなものの著作権や個人情報保護 について学ぶ。	ルや掲示板などに書かれたURLにアクセスしない。 ■「知っておこう、電子メールのマナー【指導案2】	・携帯電話のカメラ機能を使ったデジタル万引きは犯罪であることを理解する・知らない人に個人情報を教えたり、あったりしない	
中学3年	ファイル共有ソフトを使っ てみよう http://sweb.nctd.go.jp/ky ouzai_new/taiken/contents /index19.htm	☆文化庁著作権クイズ(中学校) 各校にCDR配布済み			